

川崎市敬老入浴事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の高齢者に対して、公衆浴場を入浴と憩いの場として提供し、高齢者の心身の健康増進と、社会活動の促進を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 川崎市は、前条の目的を達成するため、次の事業を実施するものとする。

(1) 敬老入浴デー事業

原則として、毎週1回、事業の対象者が要綱で定める額を支払うことにより、公衆浴場に入浴できるようにし、高齢者の心身の健康増進を図る。

(2) 敬老の日入浴デー事業

老人週間に、敬老の日入浴デーを設け、事業の対象者が要綱で定める額を支払うことにより、公衆浴場に入浴できるようにし、高齢者の心身の健康増進を図る。

(3) せんとく健康長寿応援プログラム事業

地域において入浴と憩いの場として利用されている公衆浴場を活用し、健康づくりに関する体操や講話を無料で提供することにより、高齢者の心身の健康増進を図る。

(事業委託)

第3条 川崎市は、前条の事業を川崎浴場組合連合会に委託するものとする。

(対象者)

第4条 対象者は、市内居住の福寿手帳所持者とする。なお、第2条第3号については、原則として、介護保険要介護認定非該当又は認定を受けていない者とする。

(敬老入浴事業により入浴する場合の支払額)

第5条 敬老入浴事業により入浴する場合の支払額は、次のとおりとする。

事業名	金額
敬老入浴デー事業	入浴料金統制額のおとな料金の半額
敬老の日入浴デー事業	無料

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は健康福祉局長が定める。

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

この改正要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成8年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成9年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。